

**県立広島病院テレビ床頭台システム等設置及び
運営事業者選定プロポーザルに係る仕様書**

1 設置機器

- (1) 設置機器は、次表のとおりとする。なお、運営にあたっては、予定設置台数を変更する
場合がある。
- (2) すべての機器の設置にかかる工事諸費用は事業者で負担すること。
- (3) 各機器の具体的な設置場所は、当院が指示する。
- (4) リユース品の使用は可とする。ただし、事前に当院の承認を得ること。

| | 設置機器 | 規格 | 予定設置台数 |
|----|-------------------|-------------------|----------|
| 1 | テレビ | 19 インチ | 最小 671 台 |
| | | 24 インチ | 最小 12 台 |
| | | 32 インチ | 最小 8 台 |
| 2 | アーム (床頭台以外) | 緩和ケア用：3 軸アーム | 最小 12 台 |
| | | 化学療法用：3 軸アーム | 最小 12 台 |
| | | 透析用：ロングアーム (台座含む) | 最小 29 台 |
| | | 透析用：フロアスタンド | 最小 3 台 |
| 3 | カード用課金機 | テレビ・冷蔵庫用 | 最小 627 台 |
| | | テレビ専用 | 最小 44 台 |
| | | ランドリー専用 | 最小 18 台 |
| 4 | 床頭台 (アーム含む) | 個室仕様 | 最小 54 台 |
| | | 一般仕様 | 最小 531 台 |
| | | 一般仕様 (下部収納) | 最小 8 台 |
| | | 小児仕様 | 最小 36 台 |
| | | 緩和ケア病棟仕様 | 最小 20 台 |
| 5 | 貴重品収納庫 | | 最小 629 台 |
| 6 | 冷蔵庫 | | 最小 627 台 |
| 7 | 収納棚 | | 最小 509 台 |
| 8 | Wi-Fi アクセスポイント | 別紙 Wi-Fi 図面参照 | 全病室必要数 |
| 9 | カード自動販売機 | | 最小 18 台 |
| 10 | カード精算機 | | 最小 2 台 |
| 11 | 洗濯乾燥機 | ドラム型洗濯乾燥機 | 最小 16 台 |
| | | 縦型洗濯機 | 最小 2 台 |
| | | 乾燥機 | 最小 2 台 |
| 12 | 広報用デジタルサイネージ | 制御システムを含む。 | 最小 2 台 |
| 13 | 小児科用 Blu-ray 再生装置 | | 最小 36 台 |
| 14 | イヤホン販売機 | | 最小 10 台 |
| 15 | マスク販売機 | | 最小 4 台 |

2 設置機器に係る土地・建物賃借料及び光熱水費

(1) 土地・建物賃借料

ア 設置機器に対しては、次に示す土地・建物賃借料（以下「定額賃借料」という。）を納付すること。

(ア) 定額賃借料（令和7年12月1日から令和8年3月31日まで）：令和7年度：〇円

(イ) 定額賃借料（年額）算定式（令和8年度以降）： $((\text{ウ}) + (\text{エ})) \times 12 \text{ 月} \times 1.10$

(ウ) 土地賃借料（月額）算定式

土地単価 \times 庁舎敷地面積 \times 使用面積 \div 庁舎延床面積 $\times 0.0025$ （定数）

| 病棟 | 土地単価 (円/m ²) | 庁舎敷地面積 (m ²) | 使用面積 (m ²) | 庁舎延床面積 (m ²) |
|-----------|-----------------------------|-----------------------------|---------------------------|-----------------------------|
| 中央棟（西） | 209,485 | 1,694.850 | | 11,246.520 |
| 中央棟（東） | | 4,313.114 | | 24,886.130 |
| 南棟 | | 1,632.526 | | 10,428.949 |
| 新東棟（緩和ケア） | | 1,449.740 | | 4,278.250 |

(エ) 建物賃借料（月額）算定式：使用面積の建物評価額 $\times 0.0058$ （定数）

| 病棟 | 使用面積の建物評価額（円） |
|-----------|---------------|
| 中央棟（西） | |
| 中央棟（東） | |
| 南棟 | |
| 新東棟（緩和ケア） | |

(オ) 定額賃借料は消費税込とし、年度ごとに年額で定める。

(カ) 定額賃借料は、全額を使用開始の日までに納付すること。

(キ) 定額賃借料の対象は、床頭台、カード自動販売機、ランドリーシステム等の設置機器等すべてに加え、設置・運営に必要な受信装置等の機器も含む。

(ク) 上記表のm²単価等は、あくまでも目安として利用すること。

イ アの定額賃借料のほか、事業者が提案した使用料（以下「提案使用料」という。）を納付すること。

(ア) 提案使用料は、すべての消費税込売上金額（カード精算金額を差し引いた額）に料率を乗じて得た額を納付すること。

(イ) 提案使用料の料率は、事業者の提案によるものとする。（百分率により提案し、小数点以下は第1位までとする。）ただし、料率設定は一律とし、病棟毎の料率設定は認めない。

(ウ) 提案使用料は、毎月の請求とする。

(2) 光熱水費

設置機器が消費する電気、水道については、次に示す利用料を納付すること。

ア 設置機器に係る光熱水費（計量メーターがあるもの）

（月額）算定式

(ア) 電気料金：当院月間電気料金 \times メーター数 \div 当院月間電気使用量

(イ) 水道料金：当院月間水道料金 \times メーター数 \div 当院月間水道等使用量

イ 設置機器に係る光熱水費（計量メーターがないもの）

（月額）算定式

- (ア) 電気料金：当院月間電気料金総額×使用面積÷当院延床面積（65,537.970 m²）
- (イ) 水道料金：当院月間水道料金総額×使用面積÷当院延床面積（65,537.970 m²）
- (3) 定額賃借料及び光熱水費の改定について
定額賃借料については3年に一度の固定資産評価替時に、光熱水費については随時改定する可能性があるので留意すること。
- (4) その他
定額賃借料及び光熱水費は、設置機器の稼働時間の長短に関わらず徴収する。

3 設置機器に関する条件

- (1) テレビ・アーム（床頭台以外）
- ア 課金式（プリペイドカード）とすること。
- イ 一般病棟のモニターは19インチ程度とする。（一般病棟以外のモニター等については、後に記載のとおりとする。）ただし、床頭台の幅を超えない程度とすること。
- ウ リモコン付とすること。
- エ 複数人病室すべてにおいては、視聴可能時間の制限及び音声カットが強制的に可能なシステムを具備すること。
- オ 小児科病棟については、テレビに小型のスピーカー等を接続し、枕元で音声を聴取可能とすること。
- カ 腎臓総合医療センターについては、19インチ程度の移動スタンド式のテレビ3台と19インチ程度のロングアーム式のテレビ29台とする。設置については、ベッド頭側の棚からのオーバーヘッド方式とすること。（補強については十分に考慮すること。）
- キ 臨床腫瘍科の化学療法室については、19インチ程度のアーム式のテレビ12台とし、当該テレビは事業者調達のベッドサイドテーブルに設置すること。
- ク 緩和ケア病棟については、課金式で24インチ程度のテレビ12台と非課金式で32インチ程度のテレビ8台を設置すること。24インチテレビは3軸アームに取り付けて設置すること。
- ケ 有事の際には、当院の操作で任意の画面に切替可能とすること。
- (2) カード用課金機
- ア プリペイドカード減算方式とすること。
- イ 機器内蔵式若しくは取付式とすること。
- ウ 残度数若しくは残時間を表示すること。
- (3) 床頭台（アーム含む）
- ア テレビ台兼用とすること。
- イ 木製若しくはスチール製とすること。
- ウ 移動用キャスター付とすること。
- エ 人感センサー式足元照明機能付とすること。
- オ 幅・奥行共に50cm程度とし、高さは159cmまでとすること。
- カ できるだけ多く収納箇所を設けること。
- キ 軽量かつ安全性が高くメンテナンスが簡便であること。
- ク 個室、小児病棟、緩和ケア病棟、精神科病棟については、配置が必要な物品に対応可能な

仕様とする。(各事業者提案による)。

(4) 貴重品収納庫

- ア 床頭台取付式とすること。
- イ 鍵の方式・種類は提案によるが、提案内容は1種類とする。

(5) 冷蔵庫

- ア 課金式(プリペイドカード)とすること。
- イ 床頭台取付式(床頭台からの取り外しは可能とすること。)とすること。
- ウ 200程度の容量とすること。
- エ ペルチェ式とすること。

(6) 収納棚

- ア 床頭台と同素材かつ同柄とすること。
- イ 移動用キャスター付とすること。
- ウ 高さは75cm程度とすること。
- エ 幅は36cmまでとし、奥行きは床頭台と同一とすること。
- オ 引き出し等の段数は指定せず、各事業者の提案による。

(7) Wi-Fi アクセスポイント

- ア 各棟(中央棟、南棟、新東棟)に、事業者が光回線(プロバイダ含む。)を契約し用意すること。
- イ 全病室をカバーできるようアクセスポイントの設置場所については、別紙図面と同等の場所とすること。
- ウ 公序良俗に反するサイト(例:賭博・アダルトサイト等)にアクセスできないよう設定を行うこと。その他、コンピュータウイルスの侵入を防いだり、侵入を検知し除去したりし、そのトラブルに合った対応を有する機能を持つこと。
- エ 医療機器への影響がないようにすること。
- オ Wi-Fiは2.4G帯を使用し、可能な限りchの輻輳を避けること。
- カ 設置に係る費用は事業者負担とすること。

(8) カード自動販売機

販売するカードは額面1,000円のカードとし、すべての設置機器で使用できること。

(9) カード精算機

- ア 精算単位は10円単位とすること。
- イ 手数料無料とすること。

(10) 洗濯乾燥機

- ア 課金式とすること。
- イ ドラム型とすること。ただし、小児科病棟については洗濯機と乾燥機を各2台設置すること。
- ウ 6.0kg以上の容量とすること。
- エ 幅は60cm程度とすること。
- オ 奥行きは、既設洗濯パン(外寸65cm・内寸55cm)に設置可能で、歩行者等の通行の妨げにならないようにすること。
- カ ドラム式については、洗濯のみ・乾燥のみ・洗濯乾燥の別が使用者によって選択できる機

能を有すること。

キ 洗濯物の量により、適切な水量を自動選択する機能を有すること。

ク プリペイドカード・硬貨併用とすること。

(11) 広報用デジタルサイネージ

ア モニターは 48 インチ以上かつ 1080p 以上とすること。

イ 薄型若しくは省スペース型のものとする。

エ 設置・制御に関する機材、運営に要する経費及び工事費用等は、すべて事業者の負担とする。

オ 有事の際には当院の操作で任意の画面に切替可能とすること。

(12) 小児科用 Blu-ray 再生装置

ア 薄型タイプとし、床頭台に埋め込むなど省スペース性に配慮すること。

イ 小児科病棟（36 台）のみの設置とすること。

(13) イヤホン販売機

ア 省スペースタイプとすること。

イ 衛生上の観点から、箱等に入った状態での販売とすること。

(14) マスク販売機

ア 省スペースタイプとすること。

イ 衛生上の観点から、箱等に入った状態での販売とすること。

4 テレビ放送内容及び広報用デジタルサイネージに関する条件

(1) 地上波デジタル放送の NHK2ch・民放 4ch・BS 放送の NHK1ch・BS 民放 8ch・CS 放送 2ch 以上を院内放送として整備すること。その他の視聴可能な ch については提案による。

(2) 事業者の責任により、当院各所属から素材を入手して患者向け病院広報放送用ムービーデータを作成し、テレビ及び広報用デジタルサイネージを使用して当該データの放送を行うこと。
なお、当該データについては、最低年 1 回以上、事業者の責任により、素材を収集し、情報更新を行い、作成したデータは当院に提供すること。

(3) 院内で実施するコンサート等の各種イベントについて、当院の求めに応じて、テレビ及び広報用デジタルサイネージへの中継放送及び録画放送を行うこと。また、当院から指示があった場合は、録画した映像を当院に提供すること。

(4) NHK 受信料、衛星放送受信料は事業者負担とし、適正な処理を行うこと。

(5) 上記(1)~(4)の実施に必要な機材一式、番組制作に要する費用及び工事費用等はすべて事業者の負担とする。

5 メンテナンスに関する条件

(1) 一定の期間ごとに全設置設備の点検整備を実施すること。

(2) 土日祝日も対応可能なメンテナンス体制を整備すること。

(3) 設置機器の故障時には、常にメンテナンス拠点から原則 2 時間以内の対応ができること。

(4) 緊急代替機器を複数台常備し、修理に時間を要する場合には速やかに交換すること。

(5) 設置機器の故障時の連絡のため、フリーダイヤルを設置し、患者・職員に連絡先を周知すること。

6 事故発生時の責任

事業者は、当院の責めに帰することが明らかな場合を除き、本業務に関するすべての事項について一切の責任を負うこと。本業務に関して第三者に損害を与えた場合は、事業者の責任及び負担において解決するものとする。

7 利用料金

設置機器の利用料金は消費税込みで次のとおりとし、全額事業者の売上金とする。なお、これ以外のものはすべて無料とする。

- (1) テレビ：1時間 50円以下
- (2) 冷蔵庫：1日 200円以下
- (3) 洗濯乾燥機（小児科病棟の洗濯機・乾燥機を含む。）：次のとおり
 - ア 洗濯のみ：1行程（洗い・すすぎ・脱水）200円以下
 - イ 乾燥のみ：30分 200円以下
 - ウ 洗濯から乾燥完了まで：1行程 400円以下（小児科病棟の機種を除く。）
- (4) Wi-Fi アクセスポイント：1日 200円以下
- (5) イヤホン：1個 200円以下
- (6) マスク：1箱（2枚入り）200円以下

8 環境整備

機器等の設置及び運営に関しては、常に患者等の療養環境の向上を心掛け、新たな提案を積極的に行うこと。

9 その他

- (1) 現事業者との引継ぎ
機器の設置にあたっては、現行の事業者と協力・調整しながら円滑な引継ぎに努めること。
- (2) 本協定の有効期間満了時等の注意
本協定の有効期間の満了若しくは本協定の解除により、本業務が終了したときは速やかに施設を原状回復し、次期事業者と協力・調整しながら円滑に施設を引き渡すものとする。なお、原状回復に要する費用はすべて事業者の負担とする。
- (3) 再委託等の制限
事業者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ当院の書面による承諾を得た場合を除く。
- (4) 搬入・搬出等
事業者は、荷物の搬入・搬出・運搬等の際は当院の指示に従うこと。
- (5) 営業に必要な各種法令等に基づく許認可
運営事業者が主体的に取得し、漏れの無いようにすること。
- (6) 情報の適正な管理
 - ア 事業者は、本業務を通じて知り得た情報を当該業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい・滅失・き損の防止・その他適正な管理のために必要な措置を講じること。本協定の有効期間満了後もまた同様とする。

イ 事業者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守すること。

(7) 業務の履行に関する措置

本業務を履行するに当たって著しく不相当と認められるときは、事業者に対して必要な措置をとるよう要求する場合がある。事業者は、当該要求があったときは当該要求に係る事項について対応措置を決定し、必要な措置を講じること。

(8) 部分的に本仕様に拠れない場合には、代替案の提案や仕様以上の自由提案を行うこと。